

wiseman second-line  
<ワイズマン セカンドライン>

居宅介護支援

## バージョンアップに伴う追加・変更点

バージョンアップに伴う追加・変更点の概要をお知らせいたします。  
システム運用を開始される前に、必ずご確認ください。

## ◇目次

バージョンアップに伴う追加・変更点.....	3
• [国保連請求]－[介護給付費明細書 様式 7・7の2・7の3].....	4
• [データ出力]－「介護報酬請求一覧」.....	6

### ■システムの操作で困ったときは・・・

本書では、今回のバージョンアップに伴う追加・変更点の概要や改正後のシステム運用に関連する内容を中心に解説しています。

より詳細なシステムの操作方法は、操作マニュアルや Q&A をご活用ください。



# バージョンアップに伴う追加・変更点



今回のバージョンアップでは、以下の機能において機能改善対応が行われました。

No.	メニュー名	追加・変更点	詳細
1	[国保連請求] －[介護給付費明細書 様式 7・7 の 2・7 の 3]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「退院退所加算」の設定方法が変更されました。</li> <li>・利用者追加ボタンが追加されました。</li> </ul>	4 ページ
2	[データ出力] －「介護報酬請求一覧」	[介護給付費明細書 様式 7・7 の 2・7 の 3]画面の変更に伴い、出力帳票のレイアウトが変更されました。	6 ページ
3	[契約事業所マスタ]／ [関連事業所マスタ]／ [利用者情報]－[基本情報] 等	<p>システムの各機能における「電話番号」「FAX 番号」欄の入カールールが統一されました。</p> <p><b>【入カールール】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力可能文字...「0～9」および「 - (ハイフン)」</li> <li>・入力可能文字数...13 文字以下</li> </ul> <p>※ハイフンの入力は必須ではありません。 ※変更前は、上記に加え、機能ごとに異なる制限（ハイフンの有無やハイフン前後の文字数等）がありました。</p>	—

次ページより追加・変更点の詳細を説明します。




**[国保連請求]—[介護給付費明細書 様式 7・7の2・7の3]**

- 「退院退所加算」の設定方法が変更されました。  
リストから算定する加算を選択 → 一覧上で算定回数を設定
- **利用者追加**ボタンが追加されました。  
※取り扱いについては、次ページを参照してください。



The screenshot shows a software interface with a top navigation bar containing buttons like '画面登録', '選択行を操作', '明細書作成', '印刷', '明細削除', and '表示順'. Below this is a table with columns for '登録状況', '時刻作成', 'No', '編集', '利用者名', '契約日', '保険者', '被保険者番号', '介護度', '合計 (件数)', '居宅介護 支援費', '初回', '小規模 退院', '看護 小多 退院', and '加算'. The '加算' section includes '退院退所 (算定回数)' with sub-columns I 1, I 2, II 1, II 2, and III. A red box highlights the '利用者追加' button and the '退院退所' columns in the table.



A close-up of the '退院退所 (算定回数)' table. The table has columns I 1, I 2, II 1, II 2, and III. The first row shows values 1, 0, 1, 0, 0. Below the values are input fields with '回数' (times) labels. The I 1 field contains the number '1'.

I 1	I 2	II 1	II 2	III
1	0	1	0	0
回数	回数	1	回数	回数
1	回数	回数	回数	回数

算定する「退院退所加算」の欄に、算定回数を設定します。  
「合計 (件数)」行では、加算 I 1～IIIのそれぞれの合計回数を確認できます。

#### ■従来の設定欄



A screenshot of the previous setting screen. It shows a table with columns for '初回', '小規模 退院', '看護 小多 退院', '退院退所 (算定回数)', '入院時 情報連携', and '緊急 カンファレンス'. The '退院退所 (算定回数)' column has a dropdown menu with options I 1, I 2, and ... The I 1 option is selected, and the value '1' is entered in the adjacent field.

リストから加算 I 1～IIIのいずれかを選択し、算定回数を設定。  
(「合計 (件数)」行には、加算 I 1～IIIの合計の回数が表示されていました。)

今後の国保連合会のシステム改修を想定し、**利用者追加**ボタンが追加されました。  
**現時点では使用しないでください。**  
※詳細は次ページ参照。



**利用者追加ボタンは、国保連合会より「ターミナルケアマネジメント加算のみの請求」に関する正式な取り扱いが提示されるまでは使用しないでください。**

居宅介護支援費における「ターミナルケアマネジメント加算」は、「死亡月」に算定することとされていますが、国保連合会のシステム審査では死亡月に加算のみを単独で請求できない仕様のため、国保連合会のシステム改修作業終了までは「利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月」に算定するように示されています。

<p>事務連絡 平成30年4月13日</p>
<p>各都道府県介護保険担当主管課（室） 御中</p> <p>厚生労働省老健局振興課</p>
<p>居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の取扱いについて</p>
<p>介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、今般の介護報酬改定に伴い新設された標記加算の請求については、留意事項通知において「在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとするが、<u>利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする</u>」としたところです。</p> <p>一方で、居宅介護支援費の請求に関する国保連合会のシステム審査では</p> <p>①居宅介護支援費が請求された場合、当該事業所からの給付管理票が登録されていること ②本体報酬と共に加算が算定されていること</p> <p>が条件となっており、死亡月に加算のみを単独で請求出来ない仕様となっております。</p> <p>従いまして、システム改修作業が終了するまでは、下記の取扱いとすることとしたので、ご多忙の折り、恐縮ですが、円滑な請求が行えるよう、国保連合会とも十分連絡の上、管下市町村・事業者等を始めとする関係者に周知を図るようお願いします。</p> <p>なお、システム改修後の正式な取扱いについては、追ってご連絡をいたします。</p>
<p>記</p>
<p>1. 利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、「<u>利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月</u>」に算定することとする。</p> <p>2. 既に「<u>利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月</u>」の請求が終わっている場合は、当該月の請求を過誤（取り下げ）し、ターミナルケアマネジメント加算を追加する形で再請求（※）を行う。</p>
<p>※これにより、ターミナルケアマネジメント加算相当分が後日支払われる処理となる</p>

【引用】厚生労働省老健局 事務連絡「居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の取扱いについて」（平成30年4月13日付）

今回のバージョンアップでは、今後の国保連合会のシステム改修を想定し、死亡月に「ターミナルケアマネジメント加算」のみの請求明細書を作成できるよう、**利用者追加**ボタンが追加されています。

**利用者追加**ボタンは「ターミナルケアマネジメント加算」のみの請求明細書を作成するためのボタンです。**国保連合会のシステム改修後の正式な取り扱いが提示されるまでは、利用者追加ボタンを使用しないでください**（当該加算のみの請求明細書を作成した場合、返戻になる恐れがあります）。

